

阿久比町長選挙の投票日は**11月25日(日)**

私たちの住んでいるまちの町長を選ぶ大切な選挙です。
あなたの貴重な一票を、明日のより良い町政のために生かしましょう。

町長選挙Q&A

1

Q 投票所の入場券が届かないときや、なくしてしまったときは投票できますか。

A 入場券がなくても選挙人名簿に登録されていれば投票することができます。投票所で申し出てください。

3

Q 町外に転出することになったのですが、投票はできますか。

A 今回の選挙は、投票する日に阿久比町に住所がないと投票を行うことができません。

Q 出張などでほかの市町村にいるため、期日前投票にも行けない人は投票できますか。

A 投票日当日や期日前投票期間中に町外に滞在する方は、あらかじめ投票用紙を請求していただくと、滞在先の選挙管理委員会が指定する場所で投票ができます。投票用紙の送付などに日数がかかりますので、余裕を持って請求してください。



2

Q 投票所には、子ども連れでも一緒に入れますか。

A 子ども連れでも投票所に入ることができます。



Q 11月25日の投票日当日に投票所へ行けない人は投票できますか。

A 投票日当日に仕事や旅行などで投票所に行くことができない方は、11月21日から11月24日までの間、役場1階の会議室101に設けられた期日前投票所で午前8時30分から午後8時まで期日前投票ができます。

4

Q 病院や老人ホームなどの施設に入院、入所している人は投票できますか。

A 各都道府県選挙管理委員会が指定する病院などに入院、入所している方はその施設で不在者投票ができます。詳しくは入院、入所している施設に問い合わせください。

6

Q 家で寝たきりの人は投票できますか。

A 郵便による不在者投票制度がありますが、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。早めに阿久比町選挙管理委員会に問い合わせください。

7

■問い合わせ先 阿久比町選挙管理委員会 ☎(48) 1111 (内1308・1309)

